

「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」について

はじめに

かすみがうら市では、平成27年度から、権限移譲を受けて市で開発許可を行うこととなり、それに伴って、平成27年4月1日より「かすみがうら市宅地開発事業に関する指導要綱」を改め、「かすみがうら市土地開発事業の適正化に関する指導要綱」を定めました。

この概要版は、その要綱の要点をまとめたものです。事業主の方々におかれましては、内容をよくご理解のうえ、適正な土地利用と良好な都市的環境の整備にご協力いただけますよう、お願いいたします。

対象事業

土地の区画形質の変更に係る事業のうち、以下のものが対象となります

開発行為

(都市計画区域外)

- ・ 1,000～10,000㎡
- ・ 5区画以上の分譲
- ・ 5戸以上の貸家住宅等

開発行為以外

(市全域)

- ・ 10,000㎡以上

土採取事業

(市全域)

- ・ 10,000㎡以上 又は 採取量が2万m³以上

適用除外 (上記にかかわらず、以下の事業は対象となりません)

- ・ 自己用の一戸建て専用住宅
- ・ 農林水産物の生産に関する事業(農林水産業従事者が自ら行うものに限る)
- ・ 鉱業、採石業、砂利採取業に関するもの
- ・ 仮設工事、災害復旧など

手続き

事前協議	事業に関係がある公共施設(道路、水路、上下水道など)についての事前協議
設計承認	着工前に設計を審査するための設計承認
建築制限解除	土地開発事業の完了前に建築物等を着工するとき
設計変更承認	設計の変更がある場合
完了検査	完了時の検査(現場検査)
予定外建築物	事業が完了したあとで建築物等の用途を変える場合
地位承継	承認を受けた事業主から事業を承継した場合



◆◆◆ 詳しくは下記にお問い合わせください ◆◆◆
かすみがうら市土木部都市整備課
かすみがうら市大和田 562 tel 029-897-1111

